



議案第六十四号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年六月拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十八条第七項の規定に基づき、次の課を置く。

- 企 画 課
- 総 務 課
- 税 務 課
- 町 民 課
- 産 業 建 設 課

第二条中「室」を削る。

附 則

この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。